

第10次千葉市交通安全計画の概要

交通安全計画とは

交通安全対策基本法を根拠とし、国の交通安全基本計画や千葉県交通安全計画に基づいて策定する計画で、市、警察、関係機関等が連携・協力し、市内における交通安全施策を総合的に推進するためのものです。

第1 計画期間

計画期間：平成28年度から平成32年度（5年間）

第2 計画の基本的な考え方

本交通安全計画は、国及び県の交通安全計画を踏まえながら、「人優先」の考え方に基づき、交通社会を構成する「人と地域」、そして道路等の「交通環境」の相互の関連を考慮し、適切かつ効果的な施策を、総合的かつ継続的に推進するために策定します。

第3 計画の概要

交通環境などのハード面の整備と、「市民一人ひとりの力」や「地域の力」といったソフト面を融合させた総合的な施策である第10次千葉市交通安全計画は、『道路交通の安全』と『踏切道における交通の安全』の2編で構成されております。

【第1編】道路交通の安全

1 目的

人命尊重の理念に基づき、究極的には、「交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる千葉市」を目指します。

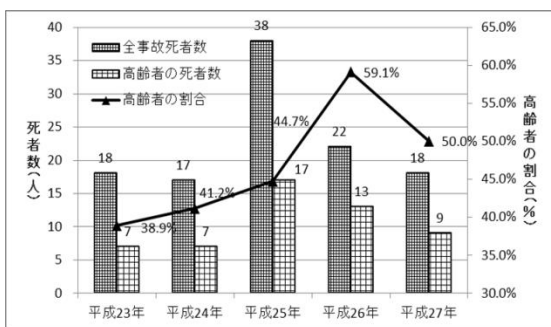
2 目標

平成32年まで、毎年の年間死者数を18人以下とします。（第9次では20人以下）

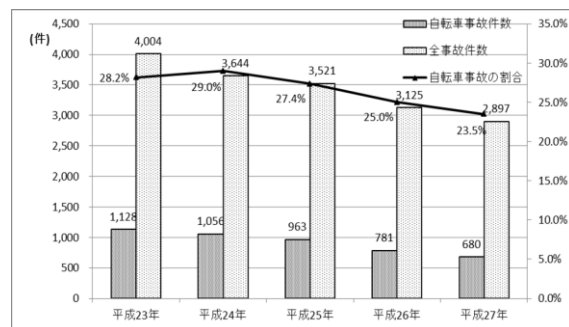
3 重点事項 [新規]

本市の特性や社会情勢の変化等を踏まえ、新たに次の3項目に重点を置いた計画といたします。

- 重点項目1：高齢者の交通安全対策の強化
- 重点項目2：自転車の安全利用対策の強化
- 重点項目3：2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた交通ルール・マナーの啓発の充実



[全事故死者数に占める高齢者の割合の推移]



[全事故件数に占める自転車事故の割合の推移]

第10次千葉市交通安全計画の概要

4 施策の体系

「6つの視点」による計画づくりを行うとともに、本市の実情に即した具体的な取組を展開するため、施策の体系を「8つの柱」とし、推進を図ります。

【6つの視点】

- [第1の視点] 高齢者・子どもの安全確保
- [第2の視点] 歩行者・自転車の安全確保
- [第3の視点] 生活道路・幹線道路における安全確保
- [第4の視点] 地域でつくる交通安全の推進
- [第5の視点] 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- [第6の視点] 先端技術の活用推進 (下線は新規)

【8つの柱】 <主な推進施策>

- ・下線は新規
- ・◎は市重点施策

[第1の柱] 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

- ◎地域でつくる高齢者交通安全対策の推進 (高齢者に対する交通安全教育等) 重点項目1
- ◎自転車の安全利用の推進 (広報活動の推進、自転車保険への加入促進等) 重点項目2
- ・飲酒運転の根絶
- ◎段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (外国人に対する交通安全教育等)
※幕張新都心周辺における交通ルール等の外国語チラシの配布など 重点項目3

[第2の柱] 安全運転の確保

- ◎高齢運転者対策の充実 重点項目1
- ・道路交通に関する情報の充実 (ICT活用推進等)

[第3の柱] 道路交通環境の整備

- ・効果的な交通規制の推進
- ・自転車利用環境の総合的整備
- ・道路交通情報の充実 (分かりやすい道路交通環境の確保)
※英語等を併記した道路案内の標識の整備や表記の改善など 重点項目3

[第4の柱] 車両の安全性の確保

- ・自動車の点検整備等の充実 (自動車の新技術への対応等)
※幕張新都心における「自動運転モビリティサービスプロジェクト」など

[第5の柱] 道路交通秩序の維持

- ・飲酒運転の危険性等の広報・周知

[第6の柱] 救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備

[第7の柱] 被害者支援の推進

- ・交通事故被害者支援の充実

[第8の柱] 交通事故調査・分析の充実

- ・交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断
- ・交通事故調査委員会の効果的運用

第10次千葉市交通安全計画の概要

【第2編】踏切道における交通の安全

1 目的

踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故のない社会を目指します。

2 目標

平成32年までに、平成27年までの5年間と比較して、踏切事故を約1割削減することを目指します。

3 施策の体系

【視 点】

それぞれの踏切の状況等を勘案したソフト・ハード両面からできる効果的な対策の推進

【4つの柱】

[第1の柱] 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

[第2の柱] 踏切保安設備等の整備

[第3の柱] 踏切道の統廃合の促進

[第4の柱] その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置